

登録喀痰吸引等事業者での実地研修について

☆ 喀痰吸引（人工呼吸器装着時）の実地研修実施上の注意点。



実地研修を実施する特定行為は事前に必ずシミュレーター等を用いた【演習】のプロセス評価が必要です。

介護福祉士が、登録喀痰吸引等事業者（就業先）で実地研修を実施する場合、対象となる利用者が人工呼吸器装着者の場合は実地研修の実施前に基本研修の演習を受ける必要があります。これは、介護福祉士養成施設または介護福祉士実務者研修では、喀痰吸引の演習評価は通常手順でのみ実施されているからです。

新たな研修として

介護福祉士の資格を有し、医療的ケアが履修済で人工呼吸器装着時の喀痰吸引の実地研修の実施を予定されている方の為の人工呼吸器装着時の喀痰吸引の演習が受講できる研修体系を整えました。



http://www.seirei.or.jp/hq/career/career02/tanka/tanka02_5199852f632ff/index.html

☆ 事業所にて実地研修が実施できる「介護福祉士」とは……



特定行為を実施する為には、基本研修（講義・演習）と実地研修が必要です。

平成27年度以降の介護福祉士養成施設において、基本研修（講義・演習）を履修して介護福祉士資格をお持ちの方や介護福祉士実務者研修を修了されて介護福祉士の資格をお持ちの方、また既に認定特定行為業務従事者認定証をお持ちの介護福祉士であって、認定されていない特定行為を実施したい場合など……。

取り扱い変更!! (兵庫県)

胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下・半固形化栄養剤）の研修及び認定特定行為業務従事者認定証の取り扱いについて



実地研修について（平成30年4月～）

第1・2号研修及び登録喀痰吸引等事業者における実地研修において、滴下及び半固形化栄養剤の手技を交えて実施する場合の研修回数は、あわせて20回以上とする。ただし、滴下の研修回数は10回以上とする。

実地研修において、滴下のみ、又は半固形化栄養剤のみの手技を修了し、認定証の交付を受けた者、又は介護福祉士の登録証に喀痰吸引等行為の記載をされた者が、実地研修で実施していない手技を実施する場合は、改めて未実施の手技の実地研修を受講し、研修を修了する必要がある。

なお、第1・2号研修及び登録喀痰吸引等事業者における胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の実地研修（追加）の研修回数は10回以上とし（最終的な累積成功率が70%以上、最終3回のケアの実施において不成功が1回もないこと）

平成30年度 研修受講生募集中!!

- 介護職員初任者研修〈静岡県〉通信制
- 介護福祉士実務者研修 通信制
- 喀痰吸引等研修（第一・二号研修）
- 喀痰吸引等研修（第三号研修）
- 医療的ケア教員講習会



研修等の詳細はホームページをご確認ください

<http://www.seirei.or.jp/hq/career/career02/>



編集後記

ニュースレターVol.15を発行いたしました。
登録喀痰吸引等事業者における実地研修の実施上の留意点や平成30年度の外部研修（喀痰吸引等研修・医療的ケア教員講習会・介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修）のご案内をお届けいたします。是非ご一読頂ければ幸いです。(Y)

連絡先 聖隷福祉事業団 人事企画部 ☎053-413-3376